

青木村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

青木村には1人の技術労務職員が在職し、給料表は行政職給料表（二）を適用しています。また、技能労務職員に係る特殊勤務手当の支給はありません。なお、平均給与等については個人情報のため公表は差し控えます。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、集中改革プランに基づき退職者不補充としており、現在、新規の採用は行っていない状況にあります。また、在職中の技術労務職員も平成20年3月31日で退職する予定となっており、後任には新規採用は行わず臨時職員対応とします。

3 その他

今後、技能労務職員の職については、民間委託・指定管理者制度の導入等を検討していきます。